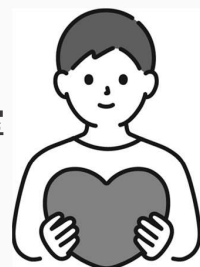


令和**8**年度

地域の助け合いスタートアップ ～要支援者の情報提供会～

令和8年6月21日（日）@市役所 大会議室
守谷市 社会福祉課 社会福祉グループ
0297-45-1111（内線162・163）



目次

- 1 はじめに
- 2 避難行動要支援者制度とは
 - ① 避難行動要支援者名簿
 - ② 個別避難計画
- 3 要支援者支援の事例紹介
- 4 地域の皆様をお願いしたいこと



1 はじめに

ページ1

本日の要支援者の情報提供会の趣旨

市内の「自治会・町内会（自主防災組織の方も含む）」を対象に、

下記 **3** 点を目的として実施するものです。

1. 避難行動要支援者名簿・個別避難計画書の提供
2. 避難行動要支援者制度の説明、地域での取組紹介
3. 防災セミナー（日本赤十字社）による災害への備えの習得



地域の要支援者を把握し、助け合いの第一歩として、
名簿等の受領について、前向きにご検討いただく契機としたい

ページ2



2 避難行動要支援者制度とは

ページ 3

避難行動要支援者制度とは

一人での避難が困難な方（避難行動要支援者）を地域で支えるための制度です。

平成
23年

東日本大震災

多くの高齢者や障がいをお持ちの方が犠牲に

平成
25年

災害対策基本法改正で市区町村において、

「避難行動要支援者名簿」の作成が義務化⇒年2回地域関係者※へ提供

「要支援者氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする事由等」を記載

令和
3年

優先度の高い要支援者お一人おひとりの

「個別避難計画」の作成が努力義務化⇒地域関係者※、支援者へ提供

「要支援者の心身の状況、配慮事項、緊急連絡先、避難支援者、避難先、避難経路等」を記載

※自治会・町内会、自主防災組織、消防団、民生委員等

ページ 4

守谷市における「避難行動要支援者」とは…

＼ 市が登録を行う ／

市が指定する要支援者※

介護

- ・ 要介護 3 ・ 4 ・ 5

障がい

- ・ 身体障害者手帳 1 級 ・ 2 級
- ・ 精神障害者手帳 1 級 ・ 2 級
- ・ 療育手帳^①（最重度）、A（重度）

認知症

- ・ 要介護 1、2 で、認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅡ、Ⅱ a、Ⅱ b、Ⅲ、Ⅲ a、Ⅲ b、Ⅳ又はMに該当

＼ 市へ申請が必要 ／

支援を必要とする理由がある方

対象となる要件（例）

- ・ 65歳以上の単身世帯、または75歳以上の高齢者のみの世帯
- ・ 要介護または要支援の認定を受けている方
- ・ 身体障害者手帳をお持ちの方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・ 療育手帳をお持ちの方
- ・ 難病医療費受給者証をお持ちの方

※避難支援が必要ではない方、施設・病院に長期的に入所・入院している方を除く。

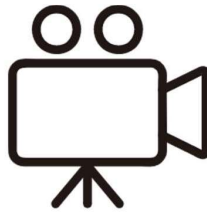
ページ 5

避難行動要支援者数（令和 8 年 6 月 1 日現在）

避難行動要支援者	要支援者数
介護保険の要介護 3 ・ 4 ・ 5 の方	295
身体障害者手帳1級・2級	386
精神障害者保健福祉手帳1級・2級	166
療育手帳 ^① （最重度）・A（重度）	89
介護保険の要介護 1 ・ 2 で、認知症高齢者の日常生活自立度ランクがⅡ、Ⅱ a、Ⅱ b、Ⅲ、Ⅲ a、Ⅲ b、Ⅳ又はM	342
災害時の支援を必要とする理由を有する方で名簿掲載を希望する方	214
合 計	1,492

ページ 6

避難行動要支援者制度の紹介動画



動画概要

RKB毎日放送NEWS 2023年7月7日 放送

福岡県久留米市を事例に紹介

約5分



ページ 7



① 避難行動要支援者名簿

ページ 8

避難行動要支援者名簿とは

名簿＝地域ごとに要支援者の情報をまとめたリスト

名簿に掲載される情報

- ・氏名 ・生年月日 ・年齢 ・性別 ・住所 ・電話番号
- ・避難支援等を必要とする事由 ・避難計画の作成状況

名簿の記載例

番号	氏名	生年月日	年齢	性別	住所	電話番号	避難支援等を 必要とする事由	避難計画の 作成状況
1	守谷 太郎	S10.1.1	87歳	男	大柏〇-〇	12-3456	身体1級	作成済
2	守谷 花子	S20.1.1	77歳	女	緑〇-〇	78-9999	要介護5	未作成

名簿の確認により、支援が必要な方をまず把握！！

ページ 9

名簿情報を地域に提供するに際しての同意確認

避難行動要支援者に対して

名簿情報を地域に提供することについて



同意者 961人

名簿情報の外部提供に同意された方

平常時から 地域関係者に提供
(今回の提供会等で名簿提供)

不同意者・未回答者 531人

名簿情報の外部提供に同意していない方

災害時のみ 法律に基づき、
本人の同意の有無に関わらず、必要な範囲に提供

ページ10

名簿等の提供先について

外部提供に同意をされた要支援者の名簿等



今年度から守谷消防署、消防団の方にも名簿等を受領いただく予定
支援の輪が広がっています。

ページ11

名簿等の提供時期・方法等について

提供時期

- 6月（本日同様の説明会形式）
- 12月（社会福祉課窓口での提供）

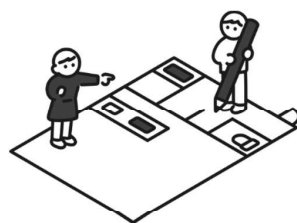
提供方法

名簿等を市から自治会等へ提供する際は、自治会等での受領部数や管理責任者・取扱者を事前にお決めいただき、「守谷市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画受領書兼確約書」をご提出いただきます。

管理方法

- 名簿等の紛失、漏えい等の事故を防ぐため、保管場所を定めるなど厳重な保管を。
- 複製、複写、パソコン等でのデータ化は禁止。
- 名簿等の更新時には、古い名簿等は市に返却してください。
- 名簿等の取扱者が変わる場合は、新しい取扱者への受渡しは行わず、市に返却を。
- 名簿等を取り扱う方には、守秘義務が課せられます。

ページ12



② 個別避難計画

ページ13

個別避難計画とは

避難計画＝どこへ、誰と、どうやって避難するのかをまとめたもの

掲載情報

- ・要支援者の基本情報（氏名、住所、年齢、連絡先等）
- ・要支援者の心身の状況
- ・要支援者の事業所（サービス）の利用状況
- ・家族等の緊急連絡先
- ・近隣の支援者の氏名、連絡先
- ・避難先
- ・避難時の配慮事項
- ・避難時の持ち物
- ・避難経路、家の間取り図 等

作成方法（例）

要支援者ご本人・ご家族の方と

市・社会福祉協議会が一緒に作成を進めています

市

- ①対象者への計画作成の同意確認
- ②心身の状況等に関するヒアリング
- ④計画書の作成、関係者への提供



- ③近隣住民への避難支援依頼（支援者調整）

社協

ページ14



3 要支援者支援の事例紹介

ページ17

要支援者支援の事例紹介

市から地域に提供した避難行動要支援者名簿、個別避難計画を活用し、各地域で様々な取組みを行っていただいています。

過去の情報提供会で放映した地域の事例紹介動画です。
是非、ご覧ください！！



自治会による取組み



自主防災組織による取組み



民生委員による取組み



地域関係者が連携し、平常時からの顔合わせや見守り活動、避難訓練の実施等、

災害時に備えた活動をされています。

ページ18

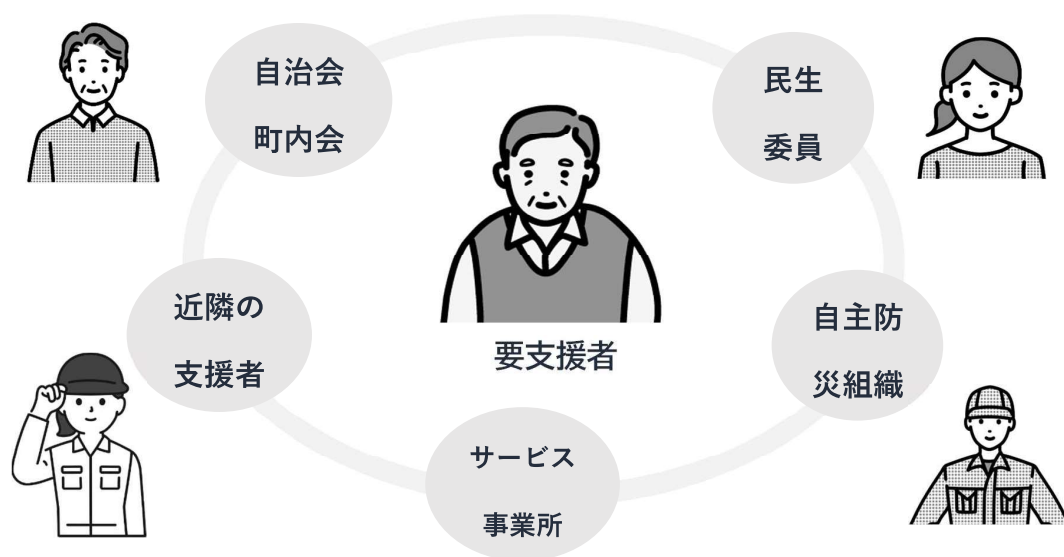


4 地域の皆様をお願いしたいこと

ページ19

災害時の被害軽減の決め手はご近所力です！！

平常時からの顔の見える関係性が、



災害時の円滑な避難支援に繋がります！

ページ20

災害時の被害軽減の決め手はご近所力です！！

災害時、誰一人逃げ遅れないために…

- ・ 避難しない！と頑なだった人が、地域の方の声掛けで避難してくれた
- ・ 地域の〇〇さんも参加するなら…、と言って避難訓練に参加してくれた
- ・ 避難計画の作成をきっかけに、地域の方との距離が近くなった



ご近所さんからの声掛けが、
要支援者の避難に向けた前を向く気持ちを引き出します！

ページ 2 1



避難行動要支援者名簿、個別避難計画の受領、活用について
前向きなご検討をよろしくお願い致します。



避難行動要支援者制度や要支援者に関して、
ご不明な点がございましたら、お気軽に社会福祉課にご連絡ください。
地域で避難行動要支援者名簿、個別避難計画を活用した取組み
（平常時の見守り活動や避難訓練等）を実施された場合は、
社会福祉課までご報告いただけますと幸いです。



本日の情報提供会の資料等については、
右記の市HPに後日、掲載予定です。
今後の地域での取り組みの検討の際にご活用ください。



今後とも皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

ページ 2 2